



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
3月23日(水)  
号外  
第11号

## 目次

### 規 則

○栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正..... 1

## 規 則

### 栃木県規則第6号

栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月23日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年栃木県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条、第4条関係）		別表第1（第3条、第4条関係）	
条 例 等	規 定	条 例 等	規 定
略		略	
栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）	略	栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）	略
		栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）	<u>第33条の2第3項（同条例第5項において準用する場合を含む。）</u>
略		略	

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行政改革ICT推進課)